

神戸市港湾施設条例施行規則の一部改正の概要

1. 改正の趣旨

神戸市港湾施設条例（昭和 48 年 4 月条例第 13 号）において、港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）の使用料を ETC システムで支払可能とし、併せて摩耶大橋の使用料を無料とする改正を予定しています。それに伴い、回数通行券の廃止等を目的として、神戸市港湾施設条例施行規則（昭和 48 年 4 月規則第 11 号）の一部改正を行います。

また、神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和 3 年 3 月規則第 53 号）により申請書への押印が不要となったことに伴い、様式の押印欄を削除する等の改正も併せて実施します。

2. 改正案の概要

(1) 回数通行券の廃止

第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき販売していた摩耶大橋・ハーバーハイウェイの回数通行券について、ETC システム導入後に一般レーンへ車両が集中することを防ぐため、令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止します。

過去に販売されていた販売金額・枚数が異なる回数通行券も、併せて効力を失い使用できなくなります。

（なお、不要となった又は廃止の日までに利用しなかった回数通行券については、要領に基づき払い戻しを行います。）

(2) コーポレート割引の導入

ETC コーポレートカードを利用してハーバーハイウェイを通行する場合に、カード 1 枚ごとの 1 ヶ月の使用料合計額が多いほど割引率が高くなる制度（コーポレート割引）を実施する規定を追加します。

1 ヶ月の使用料	割引率
5 千円以下の部分	0%
5 千円を超え 1 万円以下の部分	10%
1 万円を超え 3 万円以下の部分	20%
3 万円を超える部分	30%

3. 施行予定日

令和 6 年 4 月 1 日